

## 入札制度等改正に関するQ&A

項目 ①工事成績評定の改正 ②調査基準価格の事後公表

No	項目	質問	回答	備考・関連No
1	①	審査項目別運用表とは何か。	公共工事の品質確保を目的として、施工体制、施工状況、出来形、創意工夫などの各評価項目について、どのような状態であれば「a（優れている）」、「c（標準的）」、「e（不適切）」とするかを具体的に定めた基準表です。	
2	①	すでに着工している継続工事（繰越工事）にも新しい運用表は適用されるのか。	令和8年4月1日以降に発注した工事から適用します。	
3	①	評価項目にはどのようなものがあるのか。	主に以下の項目で構成されています。 施工体制：現場の組織体制や配置技術者の状況 施工状況：施工管理、工程管理、安全管理の適切さ 出来形・出来ばえ：完成した物の精度や品質、仕上がりの状況 創意工夫：品質向上やコスト削減のための独自の取組 社会性：地域貢献や法令遵守の状況	
4	①	「a」や「b」などの評価ランクの意味は。	一般的には5段階（a, b, c, d, e）で評価します。 a（優れている）：標準的な内容を上回り、特に優れている状態 c（標準的）：特筆すべき点はなく、標準的な実施状況 e（不適切）：義務付けられた事項が実施されていない、又は極めて不適切な状態	
5	①	評定点はどのように算出されるのか。	各項目の評価結果に、発注者が定める配点（ウェイト）を乗じて合計点を算出します。	

No	項目	質問	回答	備考・関連No
6	①	評価者（監督員や検査員）によって判断が分かれ ないか。	運用表に具体的な「評価対象項目」や「レ点」のチェック条件を明示することで、個人の主観を排除し、組織として統一した基準で採点する仕組みとなっています。なお、疑義がある場合には、説明を求めることができる制度を設けています。	
7	①	地元の小規模業者は点数が上がらないのではない か。	運用表は会社や現場の規模ではなく、適切な施工管理や安全管理の積み重ねが評価につながります。例えば、運用表には「地域への貢献」という項目があります。緊急時の対応、地元住民との円滑な合意形成や地域特性を踏まえた対応などは、地域に精通した事業者ならではの強みとなります。	
8	①	評定点はどのように活用されるのか。	本市では、入札参加資格者の格付時において、過去2年間の工事成績評定点を主観的要素として加点しています。	
9	①	運用表の導入により、提出すべき書類が増えるの ではないか。	基本的には、提出いただく書類は従来と大きく変わりません。書類の量ではなく、日々の施工管理の記録（写真など）が重要となります。	
10	①	運用表は、特別なことをしなければ点数が上がら ないのか。	日々の書類整理や安全管理など、これまで実施いただいている基本的な取組の積み重ねが、そのまま評価につながる仕組みとなっています。	
11	①	創意工夫とは、どのような場合を指すのか。	工事成績評定における創意工夫とは、設計や仕様書で定められた内容を超えて、企業独自のノウハウや技術により、「品質向上」、「安全確保」、「コスト縮減」、「環境保全」などに特筆すべき効果が認められる場合に評価する項目です。	

No	項目	質問	回答	備考・関連No
12	①	創意工夫とは具体的にはどのようなものか。	<p>考查項目運用表に記載されているとおり、新技術の活用や施工時の工夫など、多岐にわたります。</p> <p>なお、考查項目運用表の項目に記載のない内容であっても、創意工夫として加点対象になる場合がありますので、小さな取組であっても記録を残し、実施内容を共有していただきたいと思います。</p> <p>(例) 近隣住民への配慮として、規定以上の頻度で散水を行った。 安全管理の徹底として、熱中症対策で塩飴・飲料水の提供した。 環境への配慮として、周辺道路を毎日自主的に清掃した。</p>	
13	①	軽微な書類の提出遅れ(1日など)でも『e(不適切)』になるのか。	1度の軽微な遅延のみで直ちに「e」となることはありません。ただし、督促を繰り返しても改善されない場合や、是正指示に従わない場合には、段階的に評価へ反映されます。	
15	①	現場代理人が複数の現場を兼務している場合、評価に影響はあるのか。	兼務していること自体で減点することはありません。ただし、代理人不在時の連絡体制や、緊急時の対応に不備がある場合には、評価に影響します。	
16	①	下請の不振も元請の評価に反映されるのか。	下請業者を含めた施工体制全体の管理状況が評価対象となるため、下請業者への指導・監督が不十分である場合には、元請業者の評価に反映されます。	
17	①	『工程が遅れた』こと自体で減点されるのか。(天候や地盤条件が原因の場合)	受注者の責によらない不可抗力による遅延については、減点対象とはなりません。評価の対象となるのは、遅延発生後に「速やかに変更工程表を作成したか」、「工程回復に向けた協議や対応を適切に行ったか」など、「工程管理の質」です。	

No	項目	質問	回答	備考・関連No
18	①	熱中症対策で休憩時間を増やした結果、工期が厳しくなったが、評価に影響するのか。	現場条件の変化や安全確保のために行う工程の調整については、減点対象となるものではありません。熱中症対策など「安全対策」や「創意工夫」の観点の評価対象となります。安全を優先した適切な判断は正当に評価します。	
19	①	『出来ばえ』の評価基準が抽象的で分からない。	主観的な評価を避けるため、運用表には「表面の平坦正」、「ひび割れの有無」、「目地の通り」など具体的な確認項目を定めています。これらについて、写真等により多角的に記録していただくことで、説明請求時の根拠資料にもなります。	
20	①	出来形や品質のばらつきを確認する際、複数の工種がある場合は、どの工種が評価対象となるのか。	複数の工種がある工事については、原則として主要な工種を評価対象とします。なお、主要な工種が複数ある場合には、工事全体の内容を踏まえ、総合的に判断する場合があります。	
21	②	なぜ事前公表から事後公表に変更するのか。	事前公表では、基準価格に合わせた積算能力を伴わない入札や、価格競争の形骸化を招くおそれがあるためです。事後公表に変更することで、各事業者が設計図書に基づき、自社の技術力や経営効率を反映した「根拠ある積算」を行うことを促し、健全な競争環境の実現を目指します。	
22	②	調査基準価格は、いつ公表されるのか。	開札後に茨城県入札情報サービスにおいて公表します。	
23	②	調査資料の不備により失格となる基準はどのようなものか。	提出書類の不足や、下請予定業者の見積書の不備がある場合のほか、調査の結果、適正な履行が困難であると判断された場合（いわゆるダンピング受注と認められる場合）には、失格となります。	